

医療情報取得加算

クリニックはマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤・特定健診情報等の診療情報を取得・活用することで、質の高い医療の提供することに努めています。

国が定めた診療情報算定要件に従い、令和6年6月1日(土)より下記の通り診療報酬点数を算定いたします。

【初診時】

- マイナンバーカードを使用しない場合
加算1・・・3点(月に1回)
- マイナンバーカードを使用する場合
加算2・・・1点(月に1回)

【再診時】

- マイナンバーカードを使用しない場合
加算3・・・2点(3か月に1回)
- マイナンバーカードを使用しない場合
加算・・・1点(3か月に1回)

正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。